3　死因究明等推進計画の基本的構成

⑴　基本理念

推進法は、死因究明等の推進に関する基本理念を掲げており、政府は、当該理念にのっとり、推進計画を策定し、上記３つの効果の実現を図っていくこととする。

⑵　重点的施策

政府は、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者の協力を得て、適切な対策を講ずることによって、推進法第６条第１項に掲げられた８項目の重点的施策について、第２に掲げた具体的施策を推進していくこととする。

第２　死因究明等の推進を行うための当面の重点施策

1　法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

○　政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を構築し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。

○　政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等）が協議する場（以下「死因究明等推進協議会（仮称）」という。）の設置・活用を求めるとともに、法医学等に関する知見を有する専門的な機関として、地方における既存の体制を活用しつつ、薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備に向けて努力するよう求める。

○　関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会（仮称）の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

○　政府において、検案する医師が検案に際して必要とする場合に検査や解剖が的確に実施されるようにするための体制の構築や遺族等からの相談・要望等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における検案や薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査、解剖、遺族等への対応等の取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、死因究明等推進協議会（仮称）において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求める。

○　日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。

○　日本歯科医師会において、歯科所見による身元確認に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な歯科医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。

2　法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

○　文部科学省において、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来から支援をしている東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学に加え、新たに千葉大学及び大阪大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組を平成26年度から支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。

○　文部科学省において、国公私立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。

○　文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発に取り組むとともに、その結果を関係大学に紹介し、死因究明等に係る人材育成を促進していく。

○　文部科学省において、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組として、国公私立大学を通じて、歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充に努めていく。

○　文部科学省において、全国医学部長病院長会議、歯科大学学長・歯学部長会議等において、死因究明等の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図っていく。

3　死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

⑴　警察等の職員の育成及び資質の向上

○　警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。

○　警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っていく。

○　海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充に努めていく。

○　海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を実施しているところ、その内容の充実に努めていく。

○　都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

○　海上保安庁において、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。

○　都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。

○　海上保安庁において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。

⑵　医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

○　文部科学省において、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来から支援をしている東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学に加え、新たに千葉大学及び大阪大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組を平成26年度から支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。（再掲）

○　文部科学省において、国公私立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。（再掲）

○　文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発に取り組むとともに、その結果を関係大学に紹介し、死因究明等に係る人材育成を促進していく。（再掲）

○　文部科学省において、モデル・コア・カリキュラム（医学教育・歯学教育）において、死因究明等に係る教育内容を定めており、その周知徹底を図ることにより、卒業時（一部は臨床実習開始前）までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図っていく。

○　診療に従事しようとする医師は、臨床研修を受けなければならないこととされているところ、同研修における到達目標のうち、死因究明に関係する項目として、

・死亡診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できること

・ＣＰＣ（臨床病理検討会）レポートを作成し、症例呈示できること

等が含まれている。

厚生労働省において、今後、臨床研修病院等（医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院）に対して、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルの活用を含めて、上記到達目標の周知徹底を図っていく。